

岡崎市告示第95号

平成25年9月20日付け岡崎市告示第372号で告示した、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）として指定した区域の一部について、同条第4項の規定により、その指定を解除する。

平成30年3月27日

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 指定を解除する要措置区域
岡崎市福岡町字永池5番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去